

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

国際文化観光局

目

次

	ページ
1 ウクライナ避難民の受入等について	1
2 神奈川県観光振興条例の見直しについて	5
3 神奈川県観光振興計画の改定について	6
4 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について.....	10

1 ウクライナ避難民の受入等について

ロシアの軍事侵攻による、ウクライナ避難民の受入等に関する本県の取組等について報告する。

(1) ウクライナ避難民の状況等

ア 避難民の受入状況

ウクライナから日本への避難民は1,463人

そのうち、本県への避難民は99人で、市町村ごとの内訳は次のとおりである。（令和4年7月5日現在県把握分）

市町村名	受入人数
横浜市	79
川崎市	1
相模原市	3
横須賀市	3
平塚市	1
鎌倉市	4
藤沢市	2
茅ヶ崎市	2
大和市	3
二宮町	1
合計	99

イ 今回の避難民の在留資格

短期滞在（90日）の在留資格で日本へ入国後、地方出入国在留管理官署に申請すると、人道支援の観点から、在留資格を特定活動（1年・就労制限なし）へ変更でき、住民登録が可能となる。

(2) 本県のこれまでの避難民支援の取組

ウクライナ避難民からの様々なニーズに応えられるよう、SDGsの理念のもと、次の取組を行い、行政だけでなく、企業や支援団体等と連携した、オール神奈川での支援体制を構築した。

ア かながわグローバル戦略推進本部の開催

ウクライナ避難民に対する支援等について検討するため、知事が本部長となっているかながわグローバル戦略推進本部を開催した。

開催日時	内容
令和4年3月7日	「ウクライナ避難民支援等対策会議」及び「ウクライナ避難民支援相談窓口」の設置を決定
令和4年4月14日	ウクライナ避難民の受入について議論

イ ウクライナ避難民支援等対策会議の開催

ウクライナからの避難民への支援内容を全庁横断的に検討するため、関係副局長等で構成する対策会議を次のとおり開催した。

開催日時	内容
令和4年3月9日	ウクライナ避難民支援に関する各局の取組を整理
令和4年3月24日	具体的な相談への対応と課題を整理するとともに、県の果たすべき役割について議論
令和4年4月8日	「ウクライナ避難民の受入に関する支援チーム」の設置を決定

ウ ウクライナ避難民支援相談窓口

県内在住のウクライナ人等からの本県への避難民の受入及び生活に関する相談等に対応するため設置した。

- ・ 窓口の場所 多言語支援センターかながわ
(横浜駅西口徒歩5分 かながわ県民センター13階)
- ・ 開設日 令和4年3月10日
- ・ 対応言語 やさしい日本語、ウクライナ語、ロシア語、英語
- ・ 相談件数 491件 (令和4年7月5日現在)

エ 知事と駐日ウクライナ特命全権大使等との面談

(ア) 知事と駐日ウクライナ特命全権大使の面談

令和4年3月10日、黒岩知事がセルギー・コルスンスキー駐日ウクライナ特命全権大使と面談を行い、ウクライナ本国の状況や避難民支援に係る本県への要望等を伺った。

(イ) 知事と駐日ポーランド特命全権大使の面談

令和4年3月16日、黒岩知事がパヴェウ・ミレフスキ駐日ポーランド特命全権大使と面談を行い、ウクライナ情勢への対応等について意見交換を行った。

オ ウクライナ避難民の受入に関する支援チームの設置

避難民に関する相談への対応は、内容が多岐に渡ることで、また、機動的・効果的に行う必要等があることから、実務担当者レベルの「ウクライナ避難民の受入に関する支援チーム」を令和4年4月13日に発足し、避難民のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できる体制を整え、民間企業や支援団体等と連携した住居の提供や生活物資の提供等を行っている。

カ (公財) かながわ国際交流財団による専任のウクライナ避難民支援スタッフの配置

本県と連携してウクライナ避難民の支援に取り組む(公財)かながわ国際交流財団が、令和4年5月1日から専任のウクライナ避難民支援スタッフを配置し、定期的な避難民の生活状況の確認や、行政窓口での各種手続き時の言語支援をするなど、市町村と連携して避難民へのきめ細やかな支援を行っている。

(3) その他の取組

ア 募金箱及びメッセージボードの設置等

県民一人ひとりの思いをウクライナに届けられるよう、県庁舎(本庁舎、新庁舎、東庁舎)、地域県政総合センター、県立高等学校等、合計228カ所に募金箱を設置するとともに、県庁舎及び地域県政総合センターにはメッセージボードも設置した。

併せて、職員に対して募金への協力を呼びかけた。

- ・設置期間 令和4年3月17日から当面の間(土日祝日を除く)

- ・募金額 約 615 万円（令和 4 年 7 月 5 日現在）

イ ミニ演奏付き募金活動の実施

ウクライナ人道支援のため、募金活動を実施した。

- ・開催日 令和 4 年 3 月 27 日（日）
- ・場所 横浜ランドマークタワー ランドマークプラザ 1 F
サカタのタネ ガーデンスクエア
- ・実施内容 募金受付、平和に向けたメッセージの寄せ書き、ミニコンサート等のステージイベント
- ・募金額 59 万 5,417 円

ウ ウクライナ人道支援チャリティー・コンサートの開催

ウクライナ人道支援のため、ウクライナ出身のソプラノ歌手等を迎え、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の演奏によるチャリティー・コンサートを開催した。

- ・開催日 令和 4 年 5 月 8 日（日）
- ・場所 神奈川県立県民ホール 大ホール
- ・実施内容 神奈川フィルハーモニー管弦楽団による演奏会、ウクライナを紹介するパネル等の展示、県立高校生による募金活動など
- ・入場者数 1,915 人
- ・寄附見込額 約 1,680 万円

(4) 今後の対応

県の役割である、避難民の受入市町村の支援をしっかりと果たすとともに、これまで構築したオール神奈川での連携体制を強化するため、市町村や企業、支援団体等との更なる連携を図る。

また、地方創生臨時交付金を活用して、ウクライナ語及びロシア語への翻訳・通訳による情報支援や日本語教育を実施する。

2 神奈川県観光振興条例の見直しについて

(1) 経緯

神奈川県観光振興条例（以下「条例」という。）の附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

直近の見直しの検討を行う期間は令和2年4月以降の1年間であったが、新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、見直しの検討期間を1年間延期し、令和3年度中に検討を行うこととした。

しかし、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していたことから、見直しの検討期間を更に1年間延期し、令和4年度中に行う計画の改定と合わせて、条例の見直しの検討を行うこととした。

(2) 見直しの検討について

条例の見直しは、条例の必要性、有効性、効率性等について、神奈川県観光審議会、神奈川県観光魅力創造協議会等において検討を行う。

(3) スケジュール（想定）

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 令和4年5月 | 神奈川県観光魅力創造協議会で議論 |
| 6月 | 神奈川県観光審議会で審議 |
| 7月 | 国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
条例見直し調書の作成 |
| 9月 | 神奈川県観光審議会で審議
国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告 |
| （改正を行う場合） | |
| 11月 | 神奈川県観光審議会で改正案の審議 |
| 12月 | 国際文化観光・スポーツ常任委員会に改正案を報告 |
| 令和5年2月 | 令和5年第1回定例会に条例改正案を提出 |

3 神奈川県観光振興計画の改定について

(1) 計画の策定及び改定の経緯

本県では、平成21年10月に「神奈川県観光振興条例」を制定するとともに、同条例第15条第1項に基づき、平成22年3月に「神奈川県観光振興計画」（以下「計画」という。）を策定した。

現行の第4期計画（令和元年度～令和3年度）は、新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、計画期間を1年間延長し、令和5年3月までとしている。

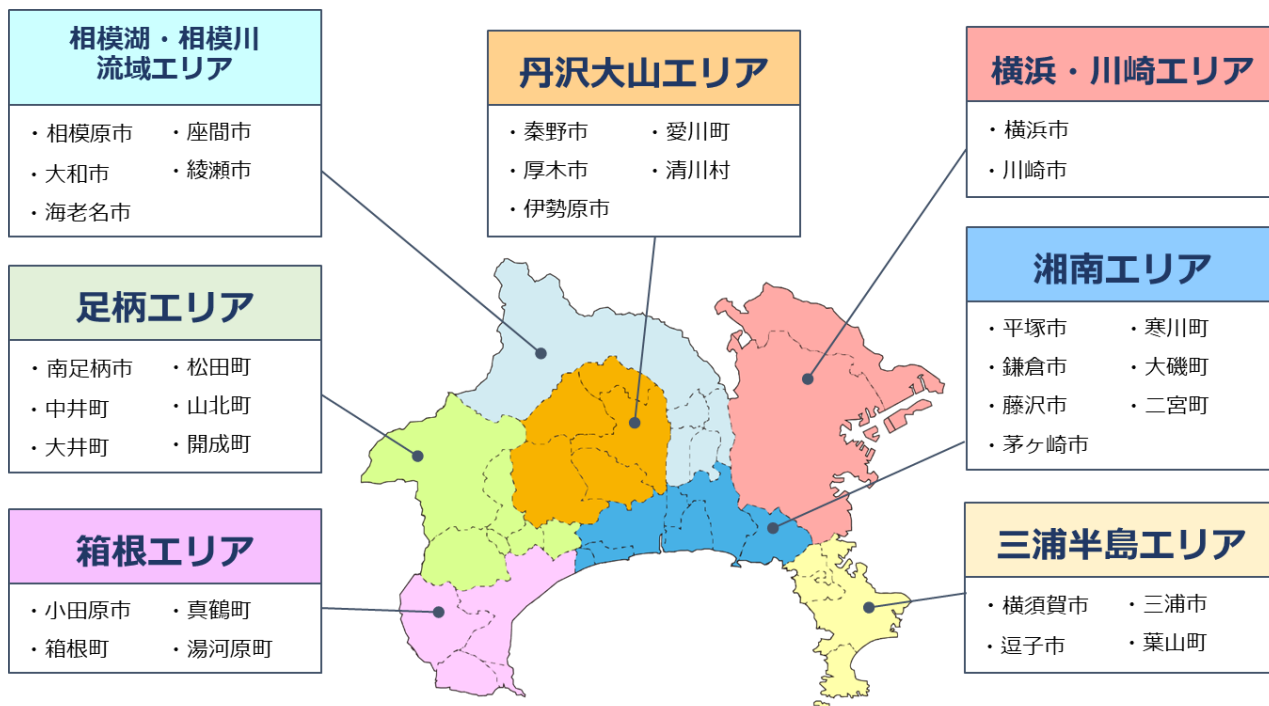
この度、新型コロナウイルス感染症の影響や、その他観光をめぐる環境の変化に対して、総合的かつ計画的に観光施策を推進していくため、令和4年度中に計画の改定を行う。

(2) スケジュール（想定）

令和4年5月	神奈川県観光魅力創造協議会で改定骨子案を議論
6月	神奈川県観光審議会に諮問、改定骨子案の審議
7月	国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定骨子案を報告（別紙のとおり）
8月	神奈川県観光魅力創造協議会で改定素案を議論
9月	神奈川県観光審議会での改定素案の審議 国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定素案を報告
10月	改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
11月	神奈川県観光審議会での改定案の審議
12月以降	国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定案を報告 神奈川県観光審議会から答申
令和5年1月以降	計画を改定

神奈川県観光振興計画の改定骨子案

- 1 計画の趣旨
- 2 計画期間
- 3 日本における観光をめぐる状況
- 4 神奈川県における観光をめぐる状況（現状及び課題）
 - (1) 観光統計の状況（県全体）
 - 観光消費総額（2019年：1兆1,148億円、2020年：6,529億円）
 - 宿泊者数（2019年：2,388万人泊、2020年：1,513万人泊）
 - 入込観光客数（2019年：2億467万人、2020年：1億849万人）
 - 外国人旅行者の県内訪問者数（2019年：250万人）
 - (2) 新型コロナウイルス感染症による影響や特徴（県全体）
 - (3) 地域別の状況（現状及び課題）7エリア
 - 横浜・川崎エリア
 - 箱根エリア
 - 湘南エリア
 - 丹沢大山エリア
 - 三浦半島エリア
 - 相模湖・相模川流域エリア
 - 足柄エリア



(4) 観光統計から分かる本県の強み・弱み（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）

5 データ等を踏まえた取組の方向性

- 県全体
- 横浜・川崎エリア
- 箱根エリア
- 湘南エリア
- 丹沢大山エリア
- 三浦半島エリア
- 相模湖・相模川流域エリア
- 足柄エリア

6 計画における数値目標

- 観光消費総額
- 消費単価
- 入込観光客数
- 延べ宿泊者数

7 計画における重点的視点

- (1) 持続可能な観光（環境等に配慮した経済成長）
- (2) データを根拠とした施策の展開
- (3) 地域の特徴や意向に沿った支援施策の展開

8 重点的視点を受けた施策体系

- (1) 基本施策1 地域ごとの客観的データ等の活用
- (2) 基本施策2 地域の観光資源の発掘・磨き上げや人材育成
- (3) 基本施策3 受入環境の整備
- (4) 基本施策4 地域の意向や特徴（データ）を踏まえた国内外へのプロモーション
- (5) 基本施策5 観光関連産業の成長促進

9 計画の推進体制

4 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について

(1) かながわ旅割実施事業費

ア かながわ旅割

(ア) 目的

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、神奈川県内の旅行の割引を行う。

(イ) 予算額

92億150万円（令和3年度からの繰越）

※ 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

(ウ) 割引適用期間

令和4年4月6日（水）から令和4年7月14日（木）

※ 令和4年4月29日（金）から令和4年5月8日（日）の期間を除く。

(エ) 対象者

神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県の居住者

(オ) 割引額

対象商品	割引前の販売価格	割引額	クーポン
宿泊旅行 日帰り旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
	6,000円以上	3,000円	2,000円
	3,000円以上	1,500円	1,000円

※ ワクチン接種済証や陰性証明の確認を実施

(カ) 販売実績（令和4年5月31日現在）

a 旅行割引

区分	割引原資 配分額 A	販売実績 B		執行率 B/A
		金額	件数	
旅行事業者	11億2,756万円	2億6,713万円	22,876件	23.7%
宿泊事業者	19億7,265万円	5億8,636万円	64,354件	29.7%
OTA※	7億7,383万円	2億4,759万円	51,675件	32.0%
船舶・鉄道事業者	3,851万円	1,246万円	3,511件	32.4%

※OTA：Online Travel Agentの略称 インターネット上で取引を行う旅行会社

b クーポン

割引原資 配分額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
21億9,084万円	発行分	5億7,177万円	290,679件	26.1%
	利用分	4億8,601万円	231,084件	22.2%

イ 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）

観光庁が令和4年6月17日（金）に記者発表を行っており、その内容は以下のとおり

(ア) 概要

全国を対象とした新たな観光需要喚起策。旅行需要の分散、地方への観光に対する配慮の観点から、平日におけるクーポンの上乗せや、鉄道、バス、航空などの交通を含む旅行商品の割引上限額の上乗せ設定などを行う。

(イ) 割引適用期間

7月前半から8月31日（水）

※ 最繁忙期は除外

※ 国が感染状況や観光需要の動向を踏まえて対応

(ウ) 支援水準（全国一律）

〈割引率〉

40%

〈割引上限額〉

交通付旅行商品：8,000円（一泊当たり）

（鉄道、バス、航空など）

上記以外：5,000円

〈クーポン券〉

平日：3,000円

休日：1,000円

なお、県の予算額は、241億7,311万円（令和3年度からの繰越）
（財源は、国補助金（地域観光事業支援））

【参考】「地元かながわ再発見」推進事業費（かながわ県民割）

(1) 割引適用期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）

※ 新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、新たな人流の発生を抑制するため、令和4年1月15日（土）0時から、新規予約を停止

(2) 割引額

対象商品	割引前の販売価格	割引額	
		定番エリア (横浜・鎌倉・箱根)	再発見エリア (左記以外)
宿泊旅行	6,000円以上	3,000円	5,000円
日帰り旅行	3,000円以上	1,500円	2,500円

※ 国のGOTOトラベル事業との併用は不可。

(3) 販売実績（確定値）

区 分	割引原資 配分額 A	販売実績		執行率 B/A
		金 額 B	件 数	
旅行事業者	3億7,152万円	1億 118万円	9,586件	27.2%
宿泊事業者	6億7,675万円	2億5,536万円	35,759件	37.7%
O T A	2億9,559万円	2億2,756万円	34,894件	77.0%
船舶事業者	964万円	530万円	1,130件	55.0%
合 計	13億5,350万円	5億8,940万円	81,369件	43.5%